

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

荒牧空調工業株式会社
栃木県さくら市卯の里1-12-9

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 7 年 1 月 17 日～令和 7 年 3 月 16 日（2ヵ月）

関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

3 指名停止理由

荒牧空調工業株式会社は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査を継続して受審せず、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)で定める建設工事を発注者から直接請け負うことができない期間が生じていたにもかかわらず、この間にさくら市が発注する氏家小学校ほか給食室空調機改修工事を直接請け負っていたため、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和6年11月21日栃木県知事から監督処分(指示)を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内